

2022 年度税制改正大綱 金融・不動産関連の主な改正点

December 2021

In brief

2022 年度(令和 4 年度)税制改正大綱(以下「2022 年度税制改正大綱」)が、2021 年 12 月 10 日に、自由民主党・公明党両党より公表されました。今後、当該大綱に基づき改正法案が国会に提出され、2022 年度税制改正の内容が確定することになります。なお、今後の審議等の状況によっては、内容に変更がある可能性がありますのでご注意ください。

本ニュースレターでは、2022 年度税制改正大綱のうち、金融・不動産業界に特有の主な改正点について説明します。2022 年度税制改正大綱のその他の項目の改正点については、別途配信の [Japan Tax Update](#) をご確認ください。

自由民主党・公明党両党より公表の「令和 4 年度税制改正大綱」につきましては以下をご参照ください。

https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/202382_1.pdf

In detail

1. デリバティブ取引の決済に係る所得に関する国際課税の整備

2022 年度税制改正大綱において、金融商品取引法の市場デリバティブ取引または店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、所得税法及び法人税法に規定する国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に含まれないことが、法令上明確化されることとなります。また、外国税額控除における国外源泉所得である「国外資産の運用・保有所得」についても同様の措置が講じられます。

2. 過大支払利子税制における外国法人に係る適用の見直し

国内に恒久的施設を有しない外国法人が国内源泉所得に該当する所得を稼得する場合、日本で申告納税を行うことがあります。現行法令上は、過大支払利子税制の適用対象となっておりません。内国法人や恒久的施設を通じて国内源泉所得を稼得する外国法人との平仄を取るため、下記の所得についても、過大支払利子税制の適用対象とすることとされます。

- (1) 恒久的施設を有する外国法人に係る恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得
- (2) 恒久的施設を有しない外国法人に係る国内源泉所得

3. 保険会社等に関する外国子会社合算税制(CFC 税制)の見直し

外国で保険業務を営む保険会社(外国保険会社)は、現地に事務所等を有せず、その管理を外部委託するケースがあります。日本の保険会社がこうした外国保険会社を子会社等とした場合の CFC 税制の適用に

については、特定外国関係会社等の判定における特例(保険委託者特例)が設けられ、一定の保険委託者は合算課税の対象外とされています。しかしながら、この保険委託者特例が、保険業法上の保険会社または保険持株会社が保有する外国保険会社を対象にしていることから、国内における中間持株会社を通じて海外に子会社等を保有する場合は、この特例の対象外となっていました。

2022年度税制改正大綱では、この保険委託者特例に関する「一の保険会社等」及び「その一の保険会社等との間に特定資本関係のある保険会社等」によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社である旨の要件について、次の見直しが行われます。

なお、この改正は、外国関係会社の2022年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

(1)「一の保険会社等」の範囲

「一の保険会社等」について、その範囲に保険会社等に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている内国法人(保険会社等を除きます。以下「判定対象内国法人」)で、次に掲げる要件の全てを満たすものを加えることとされます。

① 判定対象内国法人が、専ら100%内国法人グループ(判定対象内国法人及びその判定対象内国法人との間に特定資本関係のある内国法人をいいます。)によってその発行済株式等の50%超を直接又は間接に保有されている保険業又はこれに関連する事業を主たる事業とする外国関係会社(その判定対象内国法人によってその発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有されているものに限り、)の経営管理及びその附帯業務を行っていること。

② 上記①の100%内国法人グループに係る他の内国法人(上記①の外国関係会社の発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有するものに限り、保険会社等を除きます。(2)において同じ。))が、専らその外国関係会社の経営管理及びその附帯業務を行っていること。

(2)「その一の保険会社等との間に特定資本関係のある保険会社等」の範囲

「その一の保険会社等との間に特定資本関係のある保険会社等」について、その範囲に上記(1)①の100%内国法人グループに係る他の内国法人で、専ら上記(1)①の外国関係会社の経営管理及びその附帯業務を行っているものを加えることとされます。

(注1)上記の「保険会社等」とは、内国法人で保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に該当するものをいいます。

(注2)上記の「特定資本関係」とは、二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係等をいいます。

(注3)特定外国関係会社等の判定におけるロイズ特例について、上記と同様の見直しが行われます。

4. みなし配当の計算方法に関する見直し

最高裁判所において2021年3月11日に利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当(混合配当)が行われた場合の「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算方法について判示されたのを受けて、みなし配当の額の計算方法等について、法人税、所得税ともに、下記の見直しが行われます。

(1) 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とされます。

(注)出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算及び資本金等の額から減算する金額についても、同様とされます。

(2) 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとされます。

5. 火災保険等に係る異常危険準備金

巨大な自然災害に対する保険金の支払いに備えるため、保険会社等の異常危険準備金制度について、次の見直しが行われます。

- (1) 保険の種類について、火災保険等が次の保険の区分とされます。
 - イ 火災保険及び風水害保険
 - ロ 動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険
 - ハ 賠償責任保険
- (2) 火災保険等に係る特例積立率について、上記(1)イに掲げる保険に係る特例積立率を10%(現行:6%)に引き上げ、上記(1)ハに掲げる保険を対象から除外した上、その適用期限が3年延長されます。
- (3) 火災共済に係る特例積立率の適用期限が3年延長されます。

6. 大口株主等の要件の見直し

上場株式等に係る個人株主への配当等については、持株割合が3%未満である個人が支払いを受ける場合、金融所得として分離課税の対象となっています(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)が、持株割合が3%以上である個人(大口株主等)が支払いを受ける場合には、総合課税の対象となっています。しかしながら、形式的な持株割合が3%未満であるが、支配している他の法人を通じるなどして実質的な持株割合が3%以上となっている個人株主の配当等についての対応として、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、次の措置が講じられます。

- (1) 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等(以下「対象者」)及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合(以下「株式等保有割合」)が100分の3以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものを、総合課税の対象とすることとされます。(注)上記の改正は、2023年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用されます。
- (2) 上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が100分の1以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から1月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされます。(注)上記の改正は、2023年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用されます。

7. NISA に関する見直し

- (1) 口座開設時における既存口座の有無の確認方法
NISA 口座は、その開設時に他の金融機関で NISA 口座を保有していないことを確認する必要がありますが、口座を開設する投資家が他の金融機関における口座の保有状況について自ら確認する方法がないために、税務署での審査終了を待つ必要がありました。

これに対応するため、投資家自身が NISA 口座開設の有無を確認できるようにするための対応を運用上行うこととされます。

- (2) 新 NISA に関する見直し
2024 年より、2 階建て構造の新しい NISA 制度(1 階部分で積立投資を行っている場合に、2 階部分で投資を行うことを可能とする制度)が導入されますが、この新 NISA における特定非課税管理勘定(2 階部分)への上場株式等の受入れに係る要件について、特定累積投資勘定(1 階部分)への特定累積投資上場株式等の受入れが、当該上場株式等を受け入れようとする日以前6月以内で、かつ、同日が属する年の前年(現行:当年のみ)である場合には、当該要件を満たすこととされます。

8. 住宅ローン控除に係る申告手続き等の見直し

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(以下「住宅ローン控除」)の適用を受けようとする個人と金融機関との間の手続きについて、下記の見直しが行われます。これにより、給与等の支払を受ける個人で年末調整の際に、2023年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅ローン控除の適用を受けようとするものは、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書については、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書への添付が不要となります。

(1) 金融機関への申請

2023年1月1日以後に居住の用に供する家屋について、住宅ローン控除の適用を受けようとする個人は、住宅借入金等に係る一定の債権者に対して、当該個人の氏名及び住所、個人番号その他の一定の事項(以下「申請事項」)を記載した申請書(以下「住宅ローン控除申請書」)の提出をしなければならないこととされます。

(2) 金融機関による調書の提出

住宅ローン控除申請書の提出を受けた債権者は、当該住宅ローン控除申請書の提出を受けた日の属する年の翌年以後の控除期間の各年の10月31日(その提出を受けた日の属する年の翌年にあつては、1月31日)までに、当該住宅ローン控除申請書に記載された事項及び当該住宅ローン控除申請書の提出をした個人のその年の12月31日における住宅借入金等の金額等を記載した調書を作成し、当該債権者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされます。また、当該債権者は、当該住宅ローン控除申請書につき帳簿を備え、当該住宅ローン控除申請書の提出をした個人の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならないこととされます。

9. 税務当局において即時に利活用可能なデータフォーマットによる送信

金融機関と税務当局との間の手続きについて、デジタル化を推進するため、2024年1月1日以後に提出する非課税貯蓄申告書等一定の書類については、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により税務署長等に対して提出する際のファイル形式を、XML形式又はCSV形式とすることとされます。

10. 日本版スクークに係る非課税措置の延長

非居住者又は外国法人が振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権に該当するものにつき支払を受ける剰余金の配当等の非課税措置について、適用期限が2年延長されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

金融部

パートナー 高木 宏	パートナー 鬼頭 朱実	パートナー スチュアート ポーター
パートナー アダム ハンドラー	パートナー 齋木 信幸	パートナー 中村 賢次
パートナー 松永 智志	パートナー 箱田 晶子	パートナー 野中 貴史
パートナー 杉山 清悟	パートナー 比留間 延佳	ディレクター 今村 恭子
ディレクター 安武 幹雄	ディレクター 西川 真由美	ディレクター 青木 一憲
ディレクター 川崎 大輔	ディレクター 藤野 孝太郎	ディレクター 鈴木 俊二
ディレクター ロブ キスナー	ディレクター 小林 真理	

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.